

居宅介護支援費等利用料金表

令和6年4月1日 月夜野病院総合介護センター

| | | | |
|-----------------|---|---|---|
| 居宅介護支援費 (I) | 公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報共有処理システムを活用し、かつ事務員を配置している場合に居宅介護支援IIを算定する。IIのiは50件未満 iiは50件以上60件未満 iiiは60件以上のケースに算定する。 | | |
| | 要介護1・2 | 要介護3・4・5 | 取扱い件数 |
| 居宅介護支援費 i | 10,860円/月 | 14,110円/月 | 45件未満のケースに算定する |
| 居宅介護支援費 ii | 5,440円/月 | 7,040円/月 | 45件以上60件未満のケースに算定する |
| 居宅介護支援費 iii | 3,260円/月 | 4,220円/月 | 60件以上のケースに算定する |
| 特定事業所加算 (I) | 5,190円/月 | <p>月夜野病院総合介護センターは特定事業所加算IIを算定 (①～⑫が算定要件)</p> <p>①常勤の主任介護支援専門員を1名配置している (当該指定介護予防事業所の他の職種や同一敷地内にある他の事業所の職種と兼務可)</p> <p>②常勤の介護支援専門員を3名以上配置している (当該指定介護予防事業所の他の職種や同一敷地内にある他の事業所の職種と兼務可)</p> | |
| 特定事業所加算 (II) | 4,210円/月 | <p>③利用者に関する情報又はサービス提供に当たっても留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に開催している</p> <p>④24時間連絡体制を確保し、かつ必要に応じて利用者等の相談に対応体制を確保している。</p> <p>⑤事業所内における介護支援専門員に対し、計画的な研修を行う。研修計画の作成実施。</p> | |
| 特定事業所加算 (III) | 3,230円/月 | <p>⑥地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に居宅介護支援を提供している。</p> <p>⑦家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修等に参加していること</p> <p>⑧居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算に該当しないこと。</p> | |
| 特定事業所加算 (A) | 1,140円/月 | <p>⑨介護支援専門員1人当たりの担当利用者数が45名 (居宅介護支援費(II)を算定している場合は50名) 未満である事(要支援者は総数に1/3を乗じて要介護者に加える)</p> <p>⑩介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの技術に関する実習」に協力又は協力体制を確保している。</p> <p>⑪他の法人が運営している居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施している</p> <p>⑫多様な主体により提供される利用者の日常生活の全般を支援するサービスの包括的に提供される居宅サービス計画の作成</p> | |
| 特定事業所医療介護連携加算 | 1,250円/月 | 医療機関等との総合的な連携の促進を評価する。特定事業所加算I～IIIを取得しかつ退院、退所加算の算定に係る医療機関との連携を年間35回以上行くと共に、ターミナルケアマネジメント加算を年間15回以上算定している事を条件として算定できる | |
| ターミナルケアマネジメント加算 | 4,000円/月 | 在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上、当該利用者又はその家族の同意を得て当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主事の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に情報提供した場合 | |
| 初回加算 | 3,000円/月 | 新規に居宅サービス計画を策定した場合及び要介護状態区分の2段階以上の変更を受けた場合。 | |
| 入院時情報連携加算 (I) | 2,500円/月 | 入院した日に情報提供を行った場合に算定する。営業時間終了後、営業日以外に入院した場合は入院日の翌日を含む | |
| 入院時情報連携加算 (II) | 2,000円/月 | 入院後3日以内に情報提供を行った場合に算定する。営業時間終了後に入院した場合は入院日から起算して3日目が営業日でない場合はその翌日を含む | |
| 退院・退所加算 | | カンファレンス参加無 連携1回4,500円 連携2回6,000円 カンファレンス参加有 連携1回6,000円 連携2回7,500円 連携3回9,000円 | 医療機関や介護保険施設等を退院退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院、退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定できる。ただし、「連携3回」を算定できるのは、そのうち1回以上について、入院中の担当医等との (退院時カンファレンス等) に参加して、退院、退所後の在宅での療養上必要な説明を行った上でケアプランを作成し、居宅サービス計画等の利用に関する調整を行った場合に算定できる。 |
| 通院時情報連携加算 | 500円/月 | 利用者が病院又は診療所において医師又は歯科医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師又は歯科医師に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師又は歯科医師から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は利用者1人につき一月に1回を限度として所定単位数を加算する。 | |
| 緊急時等居宅カンファレンス加算 | 2,000円/回 | 病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の医師又は看護師等と共に居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて当該利用者に必要な居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合。(1ヶ月に2回を限度とする。) | |

| | | |
|-----------------------------------|---------------------------|--|
| 感染症や非常災害業務継続計画未策定事業所に対する減算 | 所定単位数の1/100に相当する単位数を減算する。 | 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築する為、業務継続に向けた計画の策定を求める観点から、感染症もしくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合基本報酬を減算する。感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画（業務継続計画）を策定する事。当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること。（居宅介護支援については、令和7年3月31日迄の間減算を適用しない） |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算 | 所定単位数の1/100に相当する単位数を減算する。 | 虐待発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合。①虐待防止の為の対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催すると共に、その結果について、従業者に周知徹底を図る事。②虐待防止の為の指針を整備する事。③従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的の実施する事。④措置を適切に実施するための担当者を置く事。 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取り組み事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事柄に虐待防止に関する取り組み状況を追加する。又、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて高齢者虐待防止に向けた取り組みの強化を求めると共に、都道府県別の体制整備の状況を周知し、さらなる取り組みを促す。 |
| 身体的拘束等の適正化の推進 | | 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為の緊急やむを得ない場合を除き、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する事を義務付ける。 居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。①利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない事。②身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない事。 |
| 同一建物に居住するケアマネジメント | 所定単位数の95%を算定 | 対象となる利用者①利用者が指定居宅介護事業所の所在する建物と同一の敷地内、隣接する建物又は指定居宅支援事業所と同一の建物に居住する利用者。②指定居宅支援事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物に居住する利用者 |
| 中山間地域等居住者サービス提供加算 | 所定単位数の5%を加算する。 | 通常の実施地域を越えて、厚生労働大臣の定める中山間地域に居住する者へのサービス提供を行った場合に加算できる。 |

※居宅介護支援料金は、法定代理受領により当事業所の居宅介護支援に対し、介護給付金が支払われる場合は、利用者の負担はございません。

※介護保険提供の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦1ヶ月あたりの提示金額を支払い頂き、サービス提供証明書を発行致しますので、それを、所轄の市町村窓口にて請求して頂きますと、差額の払い戻しを受ける事ができます。